ハ　適用する期間

平成28年４月１日から東日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

⑩　首都圏中央連絡自動車道連続利用割引（激変緩和）

イ　割引をする自動車

ＥＴＣ車。

ロ　割引額

割引額（単位：円）は次表の(B)に掲げる額のとおりとし、次表の(A)に掲げるインターチェンジ相互間のうち高速国道の通行料金に適用する。なお、次表の「首都圏中央連絡自動車道等」は、首都圏中央連絡自動車道及び新湘南バイパス等をいう。

東北自動車道と首都圏中央連絡自動車道等のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間(A)	(B)（単位：円）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
川口ジャンクションから桶川北本まで	20	—	—	—	—
川口ジャンクションから桶川加納まで	70	40	20	—	—
川口ジャンクションから白岡菖蒲まで	80	110	70	60	30
川口ジャンクションから幸手まで	120	110	110	90	40
川口ジャンクションから五霞まで	100	80	80	50	—
川口ジャンクションから境古河まで	70	50	40	—	—
浦和から桶川北本まで	20	—	—	—	—
浦和から桶川加納まで	70	40	20	—	—
浦和から白岡菖蒲まで	80	110	70	60	30
浦和から幸手まで	120	110	110	90	40
浦和から五霞まで	100	80	80	50	—
浦和から境古河まで	70	50	40	—	—
岩槻から桶川北本まで	20	—	—	—	—
岩槻から桶川加納まで	70	40	20	—	—
岩槻から白岡菖蒲まで	80	110	70	60	30
岩槻から幸手まで	120	110	110	90	40
岩槻から五霞まで	100	80	80	50	—
岩槻から境古河まで	70	50	40	—	—
久喜から桶川北本まで	20	—	—	—	—
久喜から桶川加納まで	70	40	20	—	—
久喜から白岡菖蒲まで	80	110	70	60	30
久喜から幸手まで	120	110	110	90	40
久喜から五霞まで	100	80	80	50	—
久喜から境古河まで	70	50	40	—	—

関越自動車道と首都圏中央連絡自動車道等のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間(A)	(B)（単位：円）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
練馬から入間まで	20	10	—	—	—
練馬から狭山日高まで	70	80	30	—	—
練馬から圏央鶴ヶ島まで	110	120	130	110	80
練馬から坂戸まで	70	60	90	10	—
練馬から川島まで	90	40	30	—	—
練馬から桶川北本まで	30	10	—	—	—
所沢から入間まで	20	10	—	—	—
所沢から狭山日高まで	70	80	30	—	—
所沢から圏央鶴ヶ島まで	110	120	130	110	80
所沢から坂戸まで	70	60	90	10	—
所沢から川島まで	90	40	30	—	—
所沢から桶川北本まで	30	10	—	—	—
三芳スマートから入間まで	20	10	—	—	—
三芳スマートから狭山日高まで	70	80	30	—	—
三芳スマートから圏央鶴ヶ島まで	110	120	130	110	80
三芳スマートから坂戸まで	70	60	90	10	—
三芳スマートから川島まで	90	40	30	—	—
三芳スマートから桶川北本まで	30	10	—	—	—
川越から入間まで	20	10	—	—	—
川越から狭山日高まで	70	80	30	—	—
川越から圏央鶴ヶ島まで	110	120	130	110	80
川越から坂戸まで	70	60	90	10	—
川越から川島まで	90	40	30	—	—